

第71期 定時株主総会 招集ご通知

自2020年4月1日 至2021年3月31日

日時

2021年6月25日(金曜日)

午前10時 (受付開始：午前9時)

場所

東京都文京区後楽二丁目2番8号

当社本店 11階会議室

新型コロナウイルスの感染拡大防止にむけて、皆様の安全・安心を最優先に株主総会へのご来場を見合わせていただきますようお願い申し上げます。詳細は、「当社第71期定時株主総会における新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について」をご確認ください。

議決権行使期限

株主総会当日にご出席願えない場合は、同封の議決権行使書用紙またはインターネットにより、

2021年6月24日(木曜日)午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

■ 第71期定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	4
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 取締役9名選任の件	
第3号議案 監査役1名選任の件	
第4号議案 取締役の報酬額(金銭)改定の件	
第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度改定の件	

(添付書類)

■ 事業報告	23
■ 連結計算書類等	54
■ 計算書類等	59

証券コード1893
2021年6月4日

株 主 各 位

東京都文京区後楽二丁目2番8号

五洋建設株式会社

代表取締役社長 清水 琢 三

第71期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第71期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、書面（郵送）又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2021年6月24日（木曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月25日（金曜日）午前10時
（受付開始時刻は午前9時を予定しております。）
2. 場 所 東京都文京区後楽二丁目2番8号 当社本店 11階会議室
（末尾の「総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 株主総会の目的事項
 - 報告事項 1. 第71期（自2020年4月1日 至2021年3月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第71期（自2020年4月1日 至2021年3月31日）計算書類報告の件
- 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役の報酬額（金銭）改定の件
- 第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度改定の件

以 上

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.penta-ocean.co.jp/>）に掲載させていただきます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び定款の規定に基づき、当社ウェブサイト（<http://www.penta-ocean.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知添付書類及び上記ウェブサイト掲載書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした書類であります。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。



株主総会への出席による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、
会場受付にご提出ください。



書面(議決権行使書用紙)による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、
2021年6月24日(木曜日)午後6時までに
到着するようご返送ください。
なお、各議案につきまして賛否のご表示がない場合は、
賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。



インターネットによる議決権の行使

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>)
にアクセスしていただき、
2021年6月24日(木曜日)午後6時までに
議案に対する賛否をご入力ください。

お問い合わせ先について

ご不明な点は、株主名簿管理人である **みずほ信託銀行 証券代行部** (以下) までお問い合わせ
ください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-768-524** (平日 9:00~21:00)
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-288-324** (平日 9:00~17:00)

機関投資家の皆様へ

当社は、(株)ICJが運営する「機関投資家向け」議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

インターネットによる議決権行使のご案内

1. 「スマート行使」による方法

- (1) 同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォン等でお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスした上で、画面の案内に従って行使内容をご入力ください(ID・パスワードのご入力不要です)。
- (2) 「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。行使内容を修正したい場合は、お手数ですが下記2. に記載の方法でご修正いただきますようお願い申し上げます。

2. ID・パスワード入力による方法

- (1) 「議決権行使ウェブサイト」(下記URL) にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインの上、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

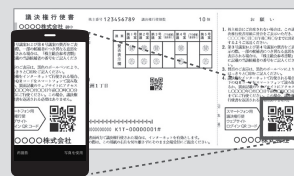
- (2) パスワード(株主様が変更されたものを含みます。)は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (3) パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段ですので大切にお取り扱いください。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。
- (4) パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

3. ご注意

- (1) 行使期限は2021年6月24日(木曜日)午後6時までであり、同時刻までにご入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (2) 郵送による議決権行使とインターネットによる議決権行使を重複された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効とします。
- (3) インターネット接続・利用に係る費用は株主様のご負担となります。
- (4) インターネットによる議決権行使は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

(注) 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

「スマート行使」について



同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。こちらでは **1回に限り** 議決権を行使できます。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、将来に備えた経営基盤の強化、および技術開発や設備投資による収益力の向上、企業価値の増大を図るとともに、株主の皆様に対して継続的かつ安定的に配当を行うことを基本方針としております。

剰余金の処分につきましては、当期の業績、自己資本の充実および今後の事業展開等を総合的に勘案いたしまして、以下の通りといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類
金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 28円（普通配当23円、創立125周年記念配当5円）
総額 8,002,492,400円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2021年6月28日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目とその額
別途積立金 10,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目とその額
繰越利益剰余金 10,000,000,000円

第2号議案 取締役9名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって現在の取締役10名全員が任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次の通りです。

候補者番号		氏 名	現在の当社における地位及び役位	当事業年度 取締役会 出席状況
1	再任	しみず たくぞう 清水 琢三	代表取締役社長 兼 執行役員社長	100% (23回／23回)
2	再任	うえだ かずや 植田 和哉	代表取締役 兼 執行役員副社長	100% (23回／23回)
3	再任	のぐち てつし 野口 哲史	取締役 兼 専務執行役員	100% (23回／23回)
4	再任	わたなべ ひろし 渡部 浩	取締役 兼 専務執行役員	96% (22回／23回)
5	再任	かつむら じゅんじ 勝村 潤治	取締役 兼 専務執行役員	100% (23回／23回)
6	再任	やました ともゆき 山下 朋之	取締役 兼 専務執行役員	100% (23回／23回)
7	再任	かわしま やすひろ 川嶋 康宏	社外取締役候補者 独立役員候補者	100% (23回／23回)
8	再任	たかはし ひでのり 高橋 秀法	社外取締役候補者 独立役員候補者	100% (23回／23回)
9	新任	なかの ほくと 中野 北斗	社外取締役候補者 独立役員候補者	—

候補者番号

1

しみず たく ぞう
清水 琢三 (1958年6月8日生)

再任



■ 略歴、地位及び担当の状況

1983年4月	当社入社	2014年4月	当社代表取締役 兼 執行役員副社長
2009年4月	当社執行役員 名古屋支店長	2014年6月	当社代表取締役社長 兼 執行役員社長 (現在に至る)
2012年4月	当社常務執行役員 土木部門土木営業本部長	2016年5月	一般社団法人日本埋立浚渫協会会長 (現在に至る)
2012年6月	当社取締役 兼 常務執行役員 同上		
2013年4月	当社取締役 兼 専務執行役員 同上		

■ 重要な兼職の状況

一般社団法人日本埋立浚渫協会 会長

■ 取締役候補者とした理由

清水琢三氏は、当社における土木事業、経営企画等に関する豊富な業務経験を有しております。2014年6月に社長就任以来、経営トップとして企業価値向上を目指した経営戦略を推進しており、引き続き豊富な職務経験や知見を経営に活かすことができると考えております。

■ 当事業年度の
取締役会への出席状況
100% (23回/23回)

■ 所有する当社株式数
67,700株

候補者番号

2

うえ だ かず や
植田 和哉 (1958年8月2日生)

再任



■ 略歴、地位及び担当の状況

1983年4月	当社入社	2014年6月	当社取締役 兼 常務執行役員
2011年4月	当社執行役員 土木部門土木営業本部副本部長		同上
2013年4月	当社常務執行役員 同上	2015年4月	当社取締役 兼 専務執行役員 同上
2014年4月	当社常務執行役員 土木部門土木営業本部長	2017年4月	当社代表取締役 兼 執行役員副社長 土木部門担当 兼 土木部門土木営業本部長 (現在に至る)

■ 取締役候補者とした理由

植田和哉氏は、当社における土木事業等に関する豊富な業務経験を有しております。引き続きその幅広い職務経験や知見を取締役として経営に活かすことができると考えております。

■ 当事業年度の
取締役会への出席状況
100% (23回/23回)

■ 所有する当社株式数
24,900株

候補者番号

3

の ぐち
野口

てつ し
哲史

(1960年9月11日生)

再任



■ 略歴、地位及び担当の状況

1983年4月 当社入社
2012年4月 当社執行役員 名古屋支店長
2014年4月 当社執行役員
土木部門土木本部副本部長
2014年6月 当社取締役 兼 執行役員
同 上
2016年4月 当社取締役 兼 常務執行役員
土木部門土木本部長

2018年4月 当社取締役 兼 専務執行役員
同 上 (現在に至る)

■ 取締役候補者とした理由

野口哲史氏は、当社における土木事業等に関する豊富な業務経験を有しております。引き続きその幅広い職務経験や知見を取締役として経営に活かすことができると考えております。

■ 当事業年度の
取締役会への出席状況
100% (23回/23回)

■ 所有する当社株式数
22,400株

候補者番号

4

わた なべ
渡部

ひろし
浩

(1960年3月16日生)

再任



■ 略歴、地位及び担当の状況

1984年4月 当社入社
2015年4月 当社執行役員
建築部門建築営業本部副本部長
2017年4月 当社常務執行役員
建築部門建築営業本部長
2017年6月 当社取締役 兼 常務執行役員
同 上

2019年4月 当社取締役 兼 専務執行役員
同 上 (現在に至る)

■ 取締役候補者とした理由

渡部浩氏は、当社における建築事業等に関する豊富な業務経験を有しております。引き続きその幅広い職務経験や知見を取締役として経営に活かすことができると考えております。

■ 当事業年度の
取締役会への出席状況
96% (22回/23回)

■ 所有する当社株式数
18,900株

候補者番号

5

かつ むら
勝村じゅん じ
潤治

(1958年2月25日生)

再任



■ 略歴、地位及び担当の状況

1983年4月 当社入社
2015年4月 当社執行役員
国際部門国際管理本部長
兼 国際総務部長
2016年4月 当社執行役員
国際部門国際管理本部長
2017年4月 当社常務執行役員
同 上
2019年4月 当社常務執行役員
国際部門国際土木本部長
兼 国際管理本部長

2019年6月 当社取締役 兼 常務執行役員
同 上
2020年4月 当社取締役 兼 常務執行役員
国際部門国際管理本部長
2021年4月 当社取締役 兼 専務執行役員
同 上
(現在に至る)

■ 当事業年度(就任後)の
取締役会への出席状況
100% (23回/23回)

■ 所有する当社株式数
12,000株

■ 取締役候補者とした理由

勝村潤治氏は、当社における海外事業等に関する豊富な業務経験を有しております。引き続きその幅広い職務経験や知見を取締役として経営に活かすことができると考えております。

候補者番号

6

やま した
山下とも ゆき
朋之

(1962年12月4日生)

再任



■ 略歴、地位及び担当の状況

1986年4月 当社入社
2017年4月 当社執行役員
経営管理本部人事部長 兼 総務部長
2018年4月 当社執行役員
経営管理本部長 兼 総務部長
兼 CSR推進室長
2018年6月 当社取締役 兼 執行役員
同 上

2019年4月 当社取締役 兼 常務執行役員
同 上
2021年4月 当社取締役 兼 専務執行役員
経営管理本部長 兼 CSR推進室長
(現在に至る)

■ 当事業年度の
取締役会への出席状況
100% (23回/23回)

■ 所有する当社株式数
18,700株

■ 取締役候補者とした理由

山下朋之氏は、当社における人事、総務等に関する豊富な業務経験を有しております。引き続きその幅広い職務経験や知見を取締役として経営に活かすことができると考えております。

候補者番号

7

かわ しま
川嶋

やす ひろ
康宏

(1944年8月18日生)

再任

社外

独立



■ 略歴、地位及び担当の状況

1969年4月 運輸省（現 国土交通省）入省
1998年6月 同省港湾局長
2000年6月 同省大臣官房技術総括審議官
2001年1月 国土交通省技術総括審議官
2001年7月 財団法人港湾空港建設技術サービスセンター（現 一般財団法人港湾空港総合技術センター）理事長
2004年3月 新日本製鐵株式会社（現 日本製鐵株式会社）顧問

2005年5月 日本港湾空港建設協会連合会 会長
2006年5月 社団法人海洋調査協会（現 一般社団法人海洋調査協会）会長（現任）
2006年7月 新日鉄エンジニアリング株式会社（現 日鉄エンジニアリング株式会社）顧問
2016年6月 当社社外取締役（現在に至る）

■ 重要な兼職の状況

一般社団法人海洋調査協会 会長

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

川嶋康宏氏は、港湾局長を務めるなど組織トップとしての経験が豊富であり、建設産業及び港湾建設技術に関する高い見識・専門知識を有しておられます。これまでの幅広い経験と知見に立脚して、当社の重要事項の決定と業務執行の監督等への貢献を期待して社外取締役候補者となりました。

■ 当事業年度の
取締役会への出席状況
100%（23回／23回）

■ 所有する当社株式数
4,300株

■ 取締役在任年数
（本総会終結時）5年

候補者番号

8

たか はし
高橋

ひで のり
秀法

(1951年8月26日生)

再任

社外

独立



■ 略歴、地位及び担当の状況

1977年11月	武蔵監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入社	2010年7月	日本公認会計士協会 常務理事
1982年8月	公認会計士登録	2010年8月	同監査法人本部経営シニアアドバイザー、シニアパートナー
1991年8月	センチュリー監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）代表社員	2014年6月	同監査法人退職
2006年6月	新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）常任理事	2014年9月	日本公認会計士協会 自主規制・業務本部長
2008年8月	新日本有限責任監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）経営専務理事	2017年6月	当社社外取締役（現在に至る）
		2018年6月	日本バルカー工業株式会社（現 株式会社バルカー）社外監査役（現在に至る）

■ 当事業年度の
取締役会への出席状況
100%（23回／23回）

■ 所有する当社株式数
4,100株

■ 取締役在任年数
（本総会終結時）4年

■ 重要な兼職の状況

株式会社バルカー 社外監査役

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

高橋秀法氏は、公認会計士として、また監査法人の経営者として、豊富な経験と知識を有しておられます。これまでの幅広い経験と知見に立脚して、当社の重要事項の決定と業務執行の監督等への貢献を期待して社外取締役候補者としました。

■ 社外取締役候補者に関する特記事項

同氏は、当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）の業務執行に携わっておられましたが、同監査法人を2014年6月に退職してからすでに約7年経過しており、独立性に影響を与えることはないものと判断しております。

候補者番号 9

なか の ほく と
中野 北斗 (1959年12月22日生)

新任 社外 独立



■ 略歴、地位及び担当の状況

1983年 4月	株式会社日本興業銀行（現 株式会社みずほ銀行） 入行	2016年 4月	みずほ証券株式会社 常務執行役員 グローバルマーケティング部門 副部門長
2010年 4月	株式会社みずほコーポレート銀行 （現 株式会社みずほ銀行） 執行役員 国際為替部長	2018年 3月	株式会社アシックス 取締役
2015年10月	株式会社みずほフィナンシャルグループ 常務執行役員 東アジア地域ユニット長	2020年 3月	同社 常務執行役員
		2021年 3月	新日本電工株式会社 社外取締役 （現在に至る）

■ 重要な兼職の状況

新日本電工株式会社 社外取締役

■ 所有する当社株式数
0株

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

中野北斗氏は、みずほ証券株式会社および株式会社アシックスにおける企業経営に関する豊富な経験と知識を有しておられます。これまでの幅広い経験と知見に立脚して、当社の重要事項の決定と業務執行の監督等への貢献を期待して社外取締役候補者としてしました。

■ 社外取締役候補者に関する特記事項

同氏は、当社の主要借入先である株式会社みずほ銀行およびその親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループに2016年3月まで在籍されておりましたが、退任後5年以上経過しており、当社の定める独立性判断基準を満たしております。また、当社は、同氏が2020年3月まで在籍されていた株式会社アシックスとの間で取引はございません。以上のことから、独立性に影響はないものと判断しております。

-
- (注) 1. 各候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
2. 川嶋康宏氏、高橋秀法氏、中野北斗氏は、いずれも会社法に定める社外取締役候補者であります。また、第2号議案をご承認いただいた場合には、当社は川嶋康宏氏、高橋秀法氏、中野北斗氏との間で、当社定款第29条第2項に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
3. 川嶋康宏氏、高橋秀法氏は証券取引所の定めに基づく独立役員であり、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、中野北斗氏が原案通り選任された場合、新たに独立役員となる予定であります。各氏は証券取引所の定める基準に加え、当社の定めた独立性基準を満たしております。なお、当社が定めた社外役員の独立性判断基準は、14ページに記載の通りです。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用および各種費用の損害を当該保険契約により補填することとしております。
- 候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、役員等賠償責任保険契約の概要につきましては、41ページに記載の通りです。

第3号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役宮園猛氏が辞任いたします。つきましては、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次の通りであります。

いな とみ みち お
稲富 路生 (1961年7月16日生)

新任



■ 略歴及び地位の状況

1984年4月	当社入社	2018年4月	当社取締役 兼 常務執行役員
2014年4月	当社執行役員 経営企画部長		経営管理本部担当 兼 総合監査部担当
2014年6月	当社取締役 兼 執行役員 同上	2019年6月	常務執行役員 同上
2016年4月	当社取締役 兼 執行役員 経営管理本部長	2021年4月	常務執行役員 経営管理本部担当 (現在に至る)
2017年4月	当社取締役 兼 常務執行役員 同上		

■ 所有する当社株式数

19,100株

■ 監査役候補者とした理由

稲富路生氏は、当社における財務、経営企画等に関する豊富な業務経験を有しております。その幅広い職務経験や知見を当社の監査業務に活かすことができると考えております。

- (注) 1. 候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用および各種費用の損害を当該保険契約により補填することとしております。
- 候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、役員等賠償責任保険契約の概要につきましては、41ページに記載の通りです。

(ご参考)

社外役員の独立性判断基準

当社における独立社外取締役及び独立社外監査役（以下、社外役員という。）とは、以下のいずれにも該当しない者をいう。

- ① 当社及び当社の関係会社（以下「当社グループ」という。）の業務執行者^{※1}又は業務執行者であった者
- ② 現在又は過去5年間に於いて、当社の主要株主^{※2}又はその親会社若しくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、業務執行者
- ③ 当社が現在主要株主である会社の取締役、監査役、会計参与、業務執行者
- ④ 現在又は過去3事業年度のいずれかにおいて、当社グループを主要な取引先^{※3}とする者又はその親会社若しくは重要な子会社の業務執行者
- ⑤ 現在又は過去3事業年度のいずれかにおいて、当社の主要な取引先^{※4}又はその親会社若しくは重要な子会社の業務執行者
- ⑥ 当社グループから多額^{※5}の寄附を受けている組織の業務執行者
- ⑦ 当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない。）を受け入れている会社又はその親会社若しくは子会社の取締役、監査役、会計参与、業務執行者
- ⑧ 現在又は過去3年間に於いて、当社の大口債権者等^{※6}又はその親会社若しくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、業務執行者
- ⑨ 当社の会計監査人である監査法人の社員、パートナー又は従業員である者
- ⑩ 当社グループから多額^{※5}の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家
- ⑪ 上記①～⑩に該当する者の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族
- ⑫ その他、当社の一般株主全体との間で上記各項で考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのある人物
- ⑬ 当社において、社外役員の地位の通算在任期間が8年間を超過する者

※1 法人その他の団体の業務執行取締役、執行役、執行役員、支配人又はその他の使用人

※2 議決権所有割合10%以上の株主

※3 その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを、当社グループから受けた者

※4 当社グループに対して、当社の対象事業年度の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを行っている者

※5 過去3事業年度平均年間1000万円以上

※6 当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者

(2015年11月11日制定)

第4号議案 取締役の報酬額（金銭）改定の件

当社の金銭による取締役の報酬額は、2002年6月27日開催の第52期定時株主総会において月額40百万円以内としてご承認いただいております。

今般、取締役等の報酬制度を企業価値の持続的向上につながるよう、従来に増して会社業績と連動した役員報酬制度に改定いたしました。金銭による業績連動報酬として、新たに、毎年7月、年に1回支払う短期インセンティブ報酬を導入するとともに、固定報酬と業績連動報酬を合わせた金銭による報酬額の水準を、外部専門機関による調査データを参考に、当社と時価総額が同規模の会社と同水準となるよう決定しました。新しい取締役等の報酬制度の概要は、21～22ページに記載の通りです。

それに伴い金銭による取締役の報酬額を月額による定めから年額による定めに変更、当該報酬額の範囲内で取締役（社外取締役を除く。）に対しては金銭による固定報酬と業績連動報酬を支給することとしたうえで、役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に勘案し、年額6億円以内と改定することについて、ご承認をお願いするものです。

当社は、2021年5月11日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に関する決定方針を決議しておりますが、本改定は当該方針に沿うものであり、その内容は相当であります。

なお、当社の取締役の員数は、当社定款第17条に15名以内と定められておりますが、現在の取締役は10名（うち社外取締役は3名）であり、第2号議案が原案通り承認されまると、取締役は9名（うち社外取締役は3名）となります。

第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度改定の件

1. 提案の理由

当社は、2017年6月27日開催の第67期定時株主総会において金銭報酬とは別枠でご承認をいただき、取締役等を対象とした業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下「本制度」といいます。）を導入いたしました。会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）が2021年3月1日に施行されたことに伴い、取締役等に付与される対象期間（3事業年度）ごとの株式数の上限を550,000株と定め、ポイント数の上限を550,000ポイント（内、取締役170,000ポイント）とすること、及び対象期間ごとの上限拠出金額を当社株価の上昇を踏まえ、300百万円から550百万円に改定することについて、ご承認をお願いするものです。

また、2022年3月末日で終了する事業年度から、社外取締役を本制度の対象外といたします。

当社は、2021年5月11日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に関する決定方針を決議しておりますが、本改定は当該方針に沿うものであり、その内容は相当であります。

なお、当社の取締役の員数は、当社定款第17条に15名以内と定められておりますが、現時点における本制度の対象となる取締役は10名（うち社外取締役3名）であり、第2号議案及び本議案が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は6名（社外取締役は対象外）となります。

2. 本制度に係る報酬等の額及び具体的な内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

(2) 本制度の対象者

当社取締役及び執行役員（社外取締役及び監査役は本制度の対象外とします。）

(3) 信託期間

2017年8月から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額（報酬等の額）

当社は、2018年3月末日で終了した事業年度から2020年3月末日で終了した事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間、及び当該3事業年度の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入しており、本制度に基づく当社の取締役等への給付を行うための株式の取得資金として、2018年3月末日で終了した事業年度から2020年3月末日で終了した事業年度までの3事業年度に係る対象期間に関して300百万円の金銭を、2020年4月1日より開始した現在の対象期間に関して229百万円の金銭をそれぞれ拠出し、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする本信託を設定しております。本信託は当社が信託した金銭を原資として、2018年3月末日で終了した事業年度から2020年3月末日で終了した事業年度までの3事業年度に係る対象期間に関して当社株式456,100株を、現在の対象期間に関して当社株式355,800株をそれぞれ取得しております。

今般、業績向上と企業価値増大へのインセンティブを高めることを目的とし、各対象期間に関し、当社が本信託に追加拠出することができる金銭の上限額を550百万円（内、取締役170百万円）に改めることといたします。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する株式の給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における時価とします。）と追加拠出される金銭の合計額の上限を550百万円とします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(5) 当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとし、新株発行は行いません。したがって、本信託による当社株式の取得に際し、当社の発行済株式総数が増加することはなく、希薄化が生じることはございません。なお、取締役等に付与されるポイント数の上限は対象期間当たり550,000ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は550,000株となります。

(6) 取締役等に給付される当社株式等の数の上限

取締役等には、各事業年度に関して、以下の算式に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。

(算式) 役位ポイント×業績連動係数 (※ 1)

(※ 1) 業績連動係数は、予め取締役会が定めた換算表に従い、各事業年度における当社の業績評価(受注金額、営業利益、工事代金回収率、株価等)及び取締役等の個人の業績評価の指標に対する達成度により定まる。

取締役等に付与される対象期間当たりのポイント数の合計は550,000ポイント(内、取締役170,000ポイント)を上限とします。これは、役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記(7)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。)

また、取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式数(183千株)の発行済株式総数(2021年3月31日現在。自己株式控除後)に対する割合は約0.06%です。

下記(7)の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、退任時までに当該取締役等に付与されたポイント数とします(以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。)

(7) 当社株式等の給付

取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(6)に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、ポイントの付与を受けた取締役等であっても、株主総会または取締役会において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合または当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利のすべてまたは一部を取得できない場合があります。

取締役等が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役等に付与されるポ

イント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

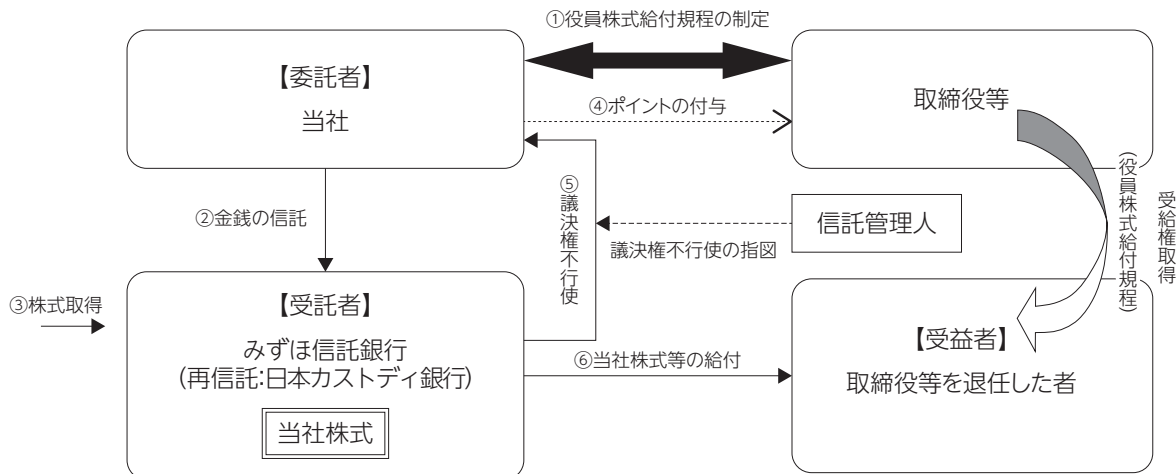
本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（9）により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

<ご参考:本制度の仕組み>



- ① 当社は、株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、株主総会で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役等を退任した場合に、「役員株式給付規程」に則って、当該取締役等に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、「役員株式給付規程」に基づき、ポイントの一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

以 上

(ご参考) 役員報酬制度改定の概要

当社は、2021年5月11日開催の取締役会において、第4号議案および第5号議案に係る役員報酬制度の改定を以下の通り決議いたしました。

会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）が2021年3月1日に施行され、取締役の個人別の報酬等の内容に関する決定方針を取締役会で定めることが義務付けられました。取締役及び執行役員（以下「取締役等」という。）の報酬が、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう求められていることを踏まえ、下記の通り、役員報酬制度を改定しました。

(1) 役員報酬制度の概要

取締役等の報酬は、①基本報酬（金銭による固定報酬）、②個人業績に連動する業績連動報酬（個人業績連動報酬）及び③会社業績に連動する業績連動報酬（短期インセンティブ報酬）から成る金銭による業績連動報酬、及び④株式給付信託による業績連動型株式報酬（非金銭）で構成する。金銭による報酬額の水準は、外部専門機関による調査データを参考に、当社と時価総額が同規模の会社と同じ水準とする。

固定報酬（金銭）、業績連動報酬（金銭）及び業績連動報酬（非金銭）の割合は、それぞれ概ね65%、25%、10%とする。

取締役等の報酬の決定は、社外取締役全員と若干名の取締役により構成された人事委員会（委員長は社外取締役）に対して代表取締役が報酬案を諮問し、人事委員会での審議、検討結果を踏まえ取締役会で決定する。

社外取締役は、その職務に鑑み、個人別に設定される基本報酬（金銭による固定報酬）のみを支給し、業績連動報酬（金銭および非金銭）の対象外とする。

(2) 各報酬の決定方針

① 固定報酬額（金銭）

執行役員の役位ごとに定めた基本報酬額に、取締役の責任の重さに見合った取締役加算報酬を加えた報酬額とする。

② 個人業績連動報酬（金銭）

個人が所属する部門あるいは支店の業績等の客観的指標に基づいた評価及び個人の定性的な評価により個人ごとの評価を決定し、固定報酬（金銭）の±10%の変動額を個人業績連動報酬とする。

客観的指標に基づく評価は、将来の売上高の指標となる建設事業の受注高の達成度、現状の収益の指標となる営業利益・営業利益率を各部門あるいは各支店の目標に対する

実績の評価、また、工事代金回収率、建設事業における品質・安全への取組（表彰、生産性向上等の創意工夫による加点、事故・災害による減点、労働災害の度数率・強度率の目標達成度）や子会社の業績（営業利益）を加味し決定する。定性的評価は、取締役が各取締役等の個人業績を評価し決定する。

③ 短期インセンティブ報酬（金銭）

役位ごとに定めた基準金額に、会社業績評価係数、営業利益係数、ROE係数、配当性向係数を乗じて算出される年次インセンティブ係数を乗じて評価する。年次インセンティブ係数は、2019年度の連結業績に基づく係数を基準に評価する。

会社業績評価係数は、個人業績連動報酬の評価と同じ方法で、会社業績に対する目標達成度等による客観評価、取締役各個人の定性評価の平均値、及び期末株価の期初からの変動を日経平均ならびに同業主要会社の変動と比較して評価する株価評価に基づいて決定する。営業利益係数は、基準年度（2019年度）の連結営業利益額に対する当該年度の連結営業利益額の倍率で、ROE（自己資本利益率）係数は10%以上を1.0、5%未満を0とし、配当性向係数は配当性向30%以上を1.0、無配を0として評価する。ROE及び配当性向が中期経営計画の目標に合わせて設定された基準値を超えた時は1.0、またROEが5%以下や無配になった場合には0となり、短期インセンティブ報酬がゼロとなるよう設定されている。

④ 業績連動型株式報酬（非金銭）

株式給付信託による業績連動型株式報酬とする。役位ごとに定めたポイントに、②の個人業績連動報酬と同じ方法で、会社業績に対して評価した全社評価係数、個人の定性的な評価による個人評価係数、3年ごとに見直す基準株価に対する基準株価係数を乗じて、取締役等に付与するポイントを年度ごとに決定する。

(添付書類)

■ 事業報告 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、各種経済対策の効果により一部持ち直しの動きがみられたものの、新型コロナウイルス感染症再拡大の影響により先行き不透明な状況が続きました。建設業を取り巻く環境は、国内では政府の国土強靱化対策等の公共投資は堅調であり、民間投資は減少したものの年度後半には持ち直しの動きがみられました。

当社におきましては、国内では工事は中断することなく継続し、新型コロナウイルス感染症の影響は限定的でした。海外におきましては、当社グループの海外拠点であるシンガポールとアフリカで工事中断の影響がありましたが、現在は全工事が稼働しております。

このような事業環境の下、当社グループは、感染防止対策を徹底した上で工事を継続することが元請としての社会的使命であると考え、三密回避等の感染防止対策を徹底するとともに、ICT (Information

and Communication Technology) の活用による非接触、遠隔化及び業務効率化の取組みを加速させ、事業継続してまいりました。

その結果、当社グループの当連結会計年度の連結業績は、売上高4,711億円（前連結会計年度比17.9%減）、営業利益305億円（同8.1%減）、経常利益305億円（同6.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益210億円（同10.1%減）となりました。

売上高は国内建築事業が減少したことに加え、海外の一部で新型コロナウイルス感染症の影響により工事が中断したことなどにより減収となりました。なお、新型コロナウイルス感染症の影響額は、売上高にして約300億円です。利益面では、売上高の減少により営業利益が減少し、親会社株主に帰属する当期純利益も減少しましたが、2020年5月に発表した当初見込みに比べて25億円改善しました。

【事業セグメント別概況】

国内土木



42.2%

売上高 1,990 億円

営業利益 229 億円

売上高は1,990億円（前連結会計年度比5.6%減）となりましたが、工事利益率が改善したことによりセグメント利益は229億円（同10.5%増）となりました。

当社個別の受注高につきましては、前期に比べ71億円減少し、1,857億円となりました。

主な受注工事、完成工事は次の通りです。

（注）左の円グラフは、各事業セグメント売上高の全事業セグメント売上高合計に対する割合を示しております。

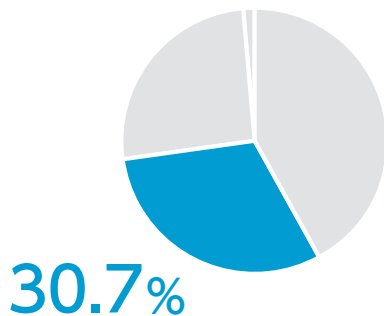
○主な受注工事

発注者	工事名称
米軍	横須賀米軍栈橋建設工事
関東地方整備局	R 2 国道 3 5 7 号多摩川トンネル浮島立坑工事
三ツ子島埠頭株式会社	（仮称）第三栈橋新設工事

○主な完成工事

発注者	工事名称
関東地方整備局	東京港臨港道路南北線沈埋函（4号函・5号函・6号函）製作・製造等工事
東京都下水道局	砂町水再生センター合流改善施設建設その5工事
東北地方整備局	東北中央自動車道 下小国地区道路改良工事

国内建築



売上高 **1,444** 億円

営業利益 **40** 億円

前年度に複数の大型工事が竣工したことなどにより、売上高は1,444億円（前連結会計年度比26.7%減）となり、セグメント利益は40億円（同35.9%減）となりました。

当社個別の受注高につきましては、複数の官庁及び物流工事を受注したことにより、前期に比べ131億円増加し、1,782億円となりました。

主な受注工事、完成工事は次の通りです。

○主な受注工事

発注者	工事名称
北九州市	新日明工場整備運営事業の内、解体・建築工事
日本ポート産業株式会社	魚崎浜冷凍冷蔵倉庫建替計画
法務省	大阪医療刑務所新営（建築）工事

○主な完成工事

発注者	工事名称
万葉倶楽部株式会社	（仮称）小田原東口駅前再開発ビル新築工事
株式会社立飛リアルエステート 三井不動産株式会社	MFLP立川立飛新築工事
公益社団法人昭和会	（仮称）今給黎総合病院新築工事

海外



25.9%

売上高 1,219 億円

営業利益 29 億円

シンガポール及びアフリカにおいて新型コロナウイルス感染症の影響で工事が中断したことにより、売上高は1,219億円（前連結会計年度比22.6%減）となり、セグメント利益は29億円（同54.6%減）となりました。

当社個別の受注高につきましては、シンガポールと香港で複数の建築大型工事を受注したことなどにより、前期に比べ595億円増加し、1,411億円となりました。

主な受注工事、完成工事は次の通りです。

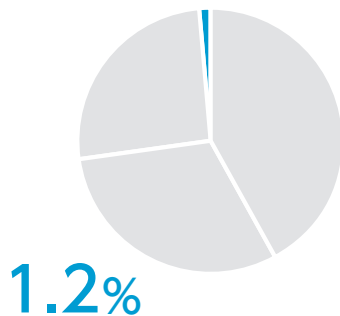
○主な受注工事

発注者	工事名称
シンガポール政府	シンガポール・マレーシア国境鉄道施設工事
香港大学	香港大学研究実験棟及びIT棟新築工事
シンガポール政府	入国管理局増改築工事

○主な完成工事

発注者	工事名称
シンガポール政府	トムソンライン 地下鉄工事 T211工区
ダイアログ イーアンドシー	PDT 3期（埋立・栈橋）

その他



売上高 **57** 億円

営業利益 **7** 億円

国内開発事業、造船事業、環境関連事業、建設資材の販売及び機器リース等につきましては、売上高は57億円（前連結会計年度比32.7%減）となり、セグメント利益は7億円（前連結会計年度は2億円のセグメント損失）となりました。

【当社グループの事業セグメント別売上高及び営業利益】

(単位：百万円)

事業区分		売上高		営業利益	
建設事業	国内土木	199,005	△5.6%	22,855	10.5%
	国内建築	144,422	△26.7%	4,049	△35.9%
	海外	121,934	△22.6%	2,865	△54.6%
その他		5,696	△32.7%	687	－
計		471,058	△17.9%	30,458	△8.1%
調整額		－	－	2	－
合計		471,058	△17.9%	30,460	△8.1%

(注) %表示は、対前期比増減率を表示しております。

【当社の受注高・売上高・繰越高】

(単位：百万円)

区分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設事業	国内土木	199,482	185,669	185,502	199,649
	国内建築	212,012	178,216	142,102	248,126
	海外	(348,022) 344,718	141,067	117,232	368,552
	計	(759,516) 756,212	504,953	444,837	816,328
その他		－	304	304	－
合計		(759,516) 756,212	505,258	445,142	816,328

(注) 前期繰越高の上段 () 内表示額は前期における次期繰越高を表し、下段表示額は当期において外国為替相場が変動したため、前期繰越高を修正したものです。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は、11,623百万円で、主なものは、建設機械、船舶などの新設及び更新によるものです。総額のうち7,093百万円は、鹿島建設株式会社、寄神建設株式会社との3社共同で建造を進めているSEP型多目的起重機船*の建造費の一部です。SEP型多目的起重機船の完成は、2022年9月を予定しております。

※SEP：Self-Elevating Platform（自己昇降式作業台船）

(3) 資金調達の状況

当社は、運転資金の安定的かつ機動的な調達を行うため、総額200億円のシンジケーション方式による長期コミットメントラインを設定しております。

なお、当連結会計年度に、新株発行による資金調達はありませんでした。

(4) 対処すべき課題

建設事業を取り巻く事業環境は、新型コロナウイルス感染症拡大の長期化により、国内の民間投資ならびに海外の建設投資は先行き不透明な状況が続いていますが、ポストコロナに向けた動きも活発化しています。国内の公共投資については、総額15兆円規模の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に支えられ、高水準で推移するものと期待されます。

中期経営計画（2020～2022年度）の2年目にあたる2021年度は、新型コロナウイルス感染症の長期化等の影響で当初計画に比べて減収減益となる見込みです。しかしながら、最終年度には、国内土木、国内建築、海外の各部門の事業量が回復する見込みです。目標達成に向けて部門の垣根を越えて全力で取り組んでまいります。

当社は本年4月、創業125周年という節目の年を迎えました。当社グループは、真のグローバル・ゼネラル・コントラクターとして、「働き方改革と生産性向上の先進企業」「D＆I（Diversity and Inclusion）の先進企業」「進取の精神で新しいことに挑戦する企業」として、ESG重視のCSR経営を実践し、さらなる企業価値向上に取り組んでまいります。さらに、ポストコロナを見据えた成長戦略の柱である「デジタル」と「グリーン」に積極的に取り組み、持続的成長を目指します。なかでも洋上風力発電の建設やゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）の建築など、新分野、新技術に挑戦し、カーボンニュートラルの実現に貢献してまいります。

■中期経営計画（2020～22年度）

● 五洋建設グループの使命

“良質な社会インフラの建設こそが最大の社会貢献”と考えて、
確かな安全と品質で顧客の信頼に応え、技術を以って社会に貢献する

● 目指すべき姿

臨海部と海外に強みを持つ **“真のグローバル・ゼネラルコントラクター”**

○ 真のグローバルゼネコンとは

- ・部門間連携が当たり前：土木・建築、国内・海外の垣根がない
- ・D & I（Diversity and Inclusion）が当たり前
：国籍・性別によらず多様な人材が生き生きと働ける

○ 部門間連携の進化 ～五洋建設グループのDNA

- ・フロントローディングによる競争力強化 ～会社の総合力を発揮する

○ 外部連携の強化 ～国内外でアライアンスの推進

① 働き方改革と生産性向上の先進企業【Social】

- 働き方改革の加速 ～働き方改革推進委員会による全社的な推進
- 生産性向上の追求 ～働き方改革実現のためにも建設生産システム改革推進
- 安全で安心して働ける職場環境の整備

② D & I の先進企業【Social】

- 多様な人材の獲得・育成 ～若手の早期戦略化
- D & I の推進 ～女性、外国人の活躍推進

③ 進取の精神で挑戦する企業【Environment】

- 洋上風力への挑戦 ～海洋土木の強みを生かす
- 建設発生土・浚渫土リサイクルのエキスパート ～臨海部の強みを生かす
- Z E B（Zero Energy Building）への取り組み

④ E S G重視のC S R経営の実践【Governance】

- C S R経営 ～ステークホルダー重視、本業を通じた社会貢献
- 実効あるガバナンスの推進 ～リスクマネジメントの徹底
- E S Gの取り組みの推進

●中期経営計画（2020～22年度）主要数値の実績と目標（見直し後）

	2020年度実績		2021年度予想		2022年度目標	
	個別	連結	個別	連結	個別	連結

【業績目標】

建 設 受 注 高	5,050億円		5,300億円		6,000億円	
売 上 高	4,451億円	4,711億円	4,560億円	4,910億円	5,605億円	6,050億円
営 業 利 益	270億円	305億円	260億円	290億円	320億円	365億円
経 常 利 益	273億円	305億円	255億円	285億円	315億円	360億円
当 期 純 利 益	187億円	210億円	180億円	200億円	220億円	250億円
1株当たり当期純利益	65.6円	73.6円	63.1円	70.2円	77.1円	87.6円

【財務目標（連結）】

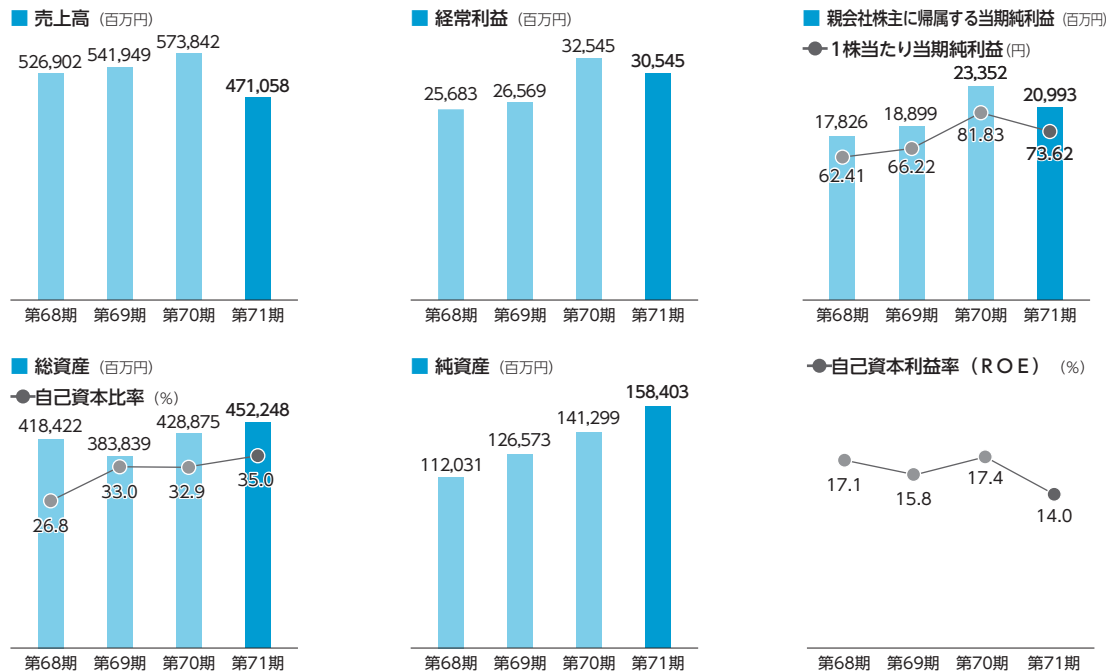
有利子負債残高	822億円	830億円	850億円
D/Eレシオ(ネット)	0.1倍	0.2倍	0.1倍
自己資本利益率(ROE)	14.0%	12.2%	13.9%
配 当 性 向	38.1%	32.9%	30%以上

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の推移

区 分		2017年度 第68期	2018年度 第69期	2019年度 第70期	2020年度 第71期
売上高	(百万円)	526,902	541,949	573,842	471,058
経常利益	(百万円)	25,683	26,569	32,545	30,545
親会社株主に 帰属する当期純利益	(百万円)	17,826	18,899	23,352	20,993
1株当たり当期純利益	(円)	62.41	66.22	81.83	73.62
総資産 ^(注)	(百万円)	418,422	383,839	428,875	452,248
自己資本比率 ^(注)	(%)	26.8	33.0	32.9	35.0
自己資本利益率(ROE)	(%)	17.1	15.8	17.4	14.0
純資産	(百万円)	112,031	126,573	141,299	158,403

(注) 第69期より適用した会計基準の改正に伴い、第68期の数値を変更しております。



② 当社の財産及び損益の推移

区 分		2017年度 第68期	2018年度 第69期	2019年度 第70期	2020年度 第71期
受 注 高	(百万円)	668,572	501,359	439,764	505,258
売 上 高	(百万円)	499,164	512,192	541,528	445,142
営 業 利 益	(百万円)	24,787	25,867	29,342	27,000
経 常 利 益	(百万円)	22,932	23,441	28,983	27,270
当 期 純 利 益	(百万円)	15,789	16,701	20,862	18,706
1株当たり当期純利益 ^{(注)1}	(円)	55.28	58.52	73.11	65.60
総 資 産 ^{(注)2}	(百万円)	406,372	369,609	419,496	446,525
純 資 産	(百万円)	100,345	113,121	126,703	140,025
期 末 株 価	(円)	779	513	569	869
工事代金回収率 ^{(注)3}	(%)	95.7	90.6	91.0	90.3

- (注) 1. 当社は、第68期より業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（ＢＢＴ）」を導入し、当該信託が保有する当社株式を、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めています。
2. 第69期より適用した会計基準の改正に伴い、第68期の数値を変更しております。
3. 算定式：（完成工事受入金＋未成工事受入金）／（完成工事高＋未成工事出来高）

(6) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 (百万円)	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
五 栄 土 木 株 式 会 社	200	100%	土木・建築工事の施工及び建設用資機材の販売・リース
洋 伸 建 設 株 式 会 社	66	100%	土木・建築工事の施工及び建設用資機材の販売・リース
ペンタビルダーズ株式会社	100	100%	建築工事の施工及びビル管理業
警 固 屋 船 渠 株 式 会 社	100	100%	船舶の建造・修理及び販売等

当社グループは、当社と上記の重要な子会社4社を含む連結子会社28社、非連結子会社1社及び関連会社6社から構成されております。

- ② 当事業年度末日における特定完全子会社の状況
 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

事業名	事業内容
建設事業 (国内土木 国内建築 海外)	主な事業会社である当社は、建設業法による特定建設業者（特-28）第1150号として国土交通大臣の許可を受け、建設工事の企画、調査、設計、積算、監理、施工、コンサルティング等の事業を行っております。
その他	主な事業会社である当社は、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者（13）第1635号として国土交通大臣の許可を受け、不動産の売買、交換、賃貸借、仲介、管理、鑑定等の事業を行っております。主として子会社において、造船、環境関連事業、建設資材の販売及び機器リース等の事業を行っております。

(8) 主要な営業所など（2021年3月31日現在）

① 当社

本店：東京都文京区後楽二丁目2番8号

支店：札幌支店（札幌市）

北陸支店（新潟市）

東京建築支店（東京都文京区）

大阪支店（大阪市）

四国支店（松山市）

東北支店（仙台市）

東京土木支店（東京都文京区）

名古屋支店（名古屋市）

中国支店（広島市）

九州支店（福岡市）

技術研究所：栃木県那須塩原市

海外事業所：国際部門シンガポール本社

インドネシア営業所

タイ営業所

アフリカ営業所

香港営業所

マレーシア営業所

中東営業所

デリー事務所

ベトナム営業所

エジプト営業所

ミャンマー営業所

② 重要な子会社

五栄土木株式会社

本店（東京都江東区）

洋伸建設株式会社

本店（広島市）

ペンタビルダーズ株式会社

本店（東京都文京区）

警固屋船渠株式会社

本店（呉市）

(9) 従業員の状況（2021年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業区分		従業員数(人)	前期末比増減(人)
建設事業	国内土木	2,012 (132)	59 (△22)
	国内建築	1,122 (64)	56 (△5)
	海外	165 (1,730)	△4 (△21)
その他		148 (14)	8 (△1)
全社(共通)		118 (35)	30 (△1)
合計		3,565 (1,975)	149 (△50)

(注) 従業員は就業人数であり、海外の現地採用の従業員（1,727人）及び国内の臨時従業員（248人）は、年間の平均人数を（ ）内に外数で記載しています。

② 当社の従業員の状況

従業員数(人)	前期末比増減(人)	平均年齢	平均勤続年数
3,046 (1,843)	153 (△99)	42.1才	17.5年

(注) 従業員は就業人数であり、海外の現地採用の従業員（1,611人）及び国内の臨時従業員（232人）は、年間の平均人数を（ ）内に外数で記載しています。

(10) 企業集団の主要な借入先（2021年3月31日現在）

借入先	借入金額残高(百万円)
株式会社みずほ銀行	14,118
株式会社広島銀行	5,490
みずほ信託銀行株式会社	5,020

2 会社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 599,135,000株
 (2) 発行済株式の総数 285,803,300株（自己株式 210,610株を除く）
 (3) 株主数 36,585名（前期末比 878名減）
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	29,685	10.4
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	28,600	10.0
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505001	7,377	2.6
株式会社みずほ銀行	7,059	2.5
明治安田生命保険相互会社	6,656	2.3
東京海上日動火災保険株式会社	4,763	1.7
損害保険ジャパン株式会社	4,280	1.5
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STR EET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS - UNITED KIN GDOM	4,216	1.5
株式会社日本カストディ銀行（信託口5）	4,083	1.4
五洋建設取引先持株会	4,014	1.4

- (注) 持株比率は、自己株式（210,610株）を控除して計算しております。なお、自己株式数には、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」にかかる信託口が保有する当社株式（767,000株）を含んでおりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2017年6月27日開催の第67期定時株主総会の決議に基づき、取締役及び執行役員（以下、「取締役等」といいます。）の報酬と当社の業績及び株主価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」を導入しております。

2020年4月1日時点における本制度にかかる信託口が所有する当社株式は430,500株でしたが、当事業年度中に執行役員3名の退任に伴い19,300株を給付し、また2020～2022年度の対象期間の追加信託分として355,800株を新たに取得したことにより、2021年3月31日時点において本制度にかかる信託口が所有する当社株式は767,000株です。

なお、当事業年度中に取締役へ交付された株式はございません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

2021年3月31日における取締役及び監査役は次の通りです。

会社における地位	氏 名	役位・担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	清 水 琢 三	執行役員社長 一般社団法人 日本埋立浚渫協会 会長
代 表 取 締 役	植 田 和 哉	執行役員副社長 土木部門担当 兼 土木部門土木営業本部長
取 締 役	野 口 哲 史	専務執行役員 土木部門土木本部長 兼 安全品質環境担当
取 締 役	田 原 良 二	専務執行役員 建築部門建築本部長 兼 安全品質環境担当
取 締 役	渡 部 浩	専務執行役員 建築部門建築営業本部長
取 締 役	勝 村 潤 治	常務執行役員 国際部門国際管理本部長
取 締 役	山 下 朋 之	常務執行役員 経営管理本部長 兼 経営管理本部総務部長 兼 CSR推進室長 兼 ICT推進室担当
取 締 役	川 嶋 康 宏	一般社団法人 海洋調査協会 会長
取 締 役	高 橋 秀 法	株式会社バルカー 社外監査役
取 締 役	古 屋 直 樹	
常 勤 監 査 役	宮 園 猛	
常 勤 監 査 役	倉 石 英 明	
常 勤 監 査 役	菅 波 慎	
監 査 役	重 元 亨 太	SOMPOビジネスソリューションズ株式会社 代表取締役社長

- (注) 1. 取締役のうち、川嶋康宏氏、高橋秀法氏、古屋直樹氏は、会社法に定める社外取締役です。また3氏は、当社が上場する金融商品取引所の定める独立役員として届け出ております。
2. 監査役のうち、倉石英明氏、菅波慎氏、重元亨太氏は、会社法に定める社外監査役です。また3氏は、当社が上場する金融商品取引所の定める独立役員として届け出ております。
3. 当事業年度中の監査役の異動は次の通りです。
- (1) 常勤監査役福田博長氏、常勤監査役大橋恵明氏は、2020年6月25日に任期満了により退任いたしました。
- (2) 2020年6月25日開催の第70期定時株主総会において、倉石英明氏、菅波慎氏が常勤監査役に新たに選任され、就任いたしました。

当社は執行役員制度を導入しております。2021年3月31日における執行役員は次の通りです。

役 位	氏 名	担 当 ・ 役 職
※執行役員社長	清 水 琢 三	
※執行役員副社長	植 田 和 哉	土木部門担当 兼 土木部門土木営業本部長
執行役員副社長	藤 田 武 彦	土木部門担当
執行役員副社長	上 総 周 平	土木部門担当
専務執行役員	越 智 修	土木部門担当
専務執行役員	下 石 誠	九州支店長
※専務執行役員	野 口 哲 史	土木部門土木本部長 兼 安全品質環境担当
※専務執行役員	田 原 良 二	建築部門建築本部長 兼 安全品質環境担当
※専務執行役員	渡 部 浩	建築部門建築営業本部長
専務執行役員	大 下 哲 則	土木部門洋上風力事業本部長 兼 土木部門担当（営業） 兼 購買部担当
常務執行役員	吉 永 清 人	土木部門担当
常務執行役員	福 島 正 浩	土木部門担当（洋上風力）
常務執行役員	島 内 理	大阪支店長
常務執行役員	前 田 宏	土木部門担当
常務執行役員	五十嵐 信 一	建築部門担当
常務執行役員	松 山 章	土木部門担当（営業）
常務執行役員	稲 富 路 生	経営管理本部担当 兼 総合監査部担当
常務執行役員	佐々木 毅	建築部門担当
※常務執行役員	勝 村 潤 治	国際部門国際管理本部長
常務執行役員	小 辻 昌 典	土木部門担当（名古屋支店駐在）
常務執行役員	片 山 一	四国支店長
常務執行役員	藤 原 豊 満	建築部門担当（営業） 兼 東京建築支店副支店長
常務執行役員	大 津 義 人	建築部門都市開発本部長
常務執行役員	中 村 俊 智	東京土木支店長

役 位	氏 名	担 当 ・ 役 職
※常務執行役員	山 下 朋 之	経営管理本部長 兼 経営管理本部総務部長 兼 CSR推進室長 兼 ICT推進室担当
常務執行役員	関 浩 一	土木部門担当
常務執行役員	北 橋 俊 次	経営管理本部経理部長
常務執行役員	山 下 一 志	国際部門国際建築本部長
常務執行役員	櫻 井 克 之	建築部門担当（営業）
常務執行役員	松 尾 史 朗	安全品質環境本部長
執行役員	佐 藤 慎	国際部門担当（土木）
執行役員	関 本 恒 浩	ICT推進室長 兼 技術研究所担当
執行役員	吉 田 成 男	建築部門担当（建築技術）
執行役員	鶴 田 郁 夫	土木部門担当
執行役員	中 橋 雅 人	建築部門担当（営業）
執行役員	山 口 和 彦	名古屋支店長
執行役員	馬 場 浩 人	東京建築支店長
執行役員	田 口 治 宏	国際部門担当 兼 香港営業所担当
執行役員	河 上 清 和	土木部門担当（営業） 兼 土木部門土木営業本部第二営業部長 兼 土木部門担当（環境）
執行役員	近 藤 敬 士	土木部門土木企画部長 兼 土木部門担当（土木）
執行役員	川 延 直 樹	建築部門担当（設備）
執行役員	伊 原 成 章	国際部門担当（建築）
執行役員	谷 川 純 一	東北支店長
執行役員	日 高 修	国際部門国際土木本部長
執行役員	田 口 智	中国支店長
執行役員	福 島 伸一郎	土木部門担当

(注) 1. ※は取締役兼務者です。

2. 当事業年度中の執行役員の異動は次の通りです。

(1)2020年4月1日に、大下哲則氏が専務執行役員に、北橋俊次氏、山下一志氏、櫻井克之氏、松尾史朗氏が常務執行役員に、伊原成章氏、谷川純一氏、日高修氏、田口智氏、福島伸一郎氏が執行役員に、それぞれ就任いたしました。

(2)2021年3月31日に、五十嵐信一氏、片山一氏が常務執行役員を退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款の規定に基づき社外役員との間に社外役員の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用および各種費用の損害を当該保険により補填することとしております。

当該保険は、役員等がその職務の執行に伴い損害賠償の責任を負うことを過度に恐れることによりその職の執行が委縮することが無いようにすることを目的としています。保険期間は1年間で、取締役会での決議を経て毎年4月に契約を更新しております。補償は、主に従業員に対する取締役としての監視監督義務の不履行または善管注意義務違反による株主代表訴訟、または第三者訴訟による損害賠償金、争訟費用および各種費用の損害などを対象としています。

当該保険契約の被保険者は、当社および当社グループの国内連結子会社の役員（取締役、監査役、執行役員、退任役員）と重要な使用人および社外派遣役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。なお、当社グループの国内連結子会社とは、五栄土木(株)、洋伸建設(株)、ペンタビルダーズ(株)、警固屋船渠(株)、ペンタテクノサービス(株)、ジャイワット(株)、(株)サンドテクノ、d o m i 環境(株)、三木バイオテック(株)、ペンタ保険サービス(株)、P K Y マリン(株)の11社です。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

取締役等の報酬は、業績と報酬が連動する役員業績評価制度を導入しており、業績に連動した金銭報酬と株式給付信託による業績連動型株式報酬（非金銭）を設定しております。

金銭報酬は、業績等の客観的指標に基づいた評価及び個人の定性的な評価により各執行役員の個人別の評価を決定し、役位、評価ごとに設定した報酬額としています。客観的指標に基づく評価は、将来の売上高の指標となる建設事業の受注高の達成度、現状の収益の指標となる営業利益・営業利益率を各支店あるいは各部門の目標数値に対する実績値の評価、また、工事代金回収率、建設事業における品質・安全への取組（表彰、生産性向上等の創意工

夫による加点、事故・災害による減点、労働災害の度数率・強度率の目標達成度）や子会社の業績（営業利益）等を加味して決定しています。定性的な評価は、取締役が各執行役員を評価し決定しています。

取締役（社外取締役を除く）の報酬は、執行役員の金銭報酬に、全社評価に基づいて算定した取締役としての金銭報酬を加算した報酬額としています。全社評価は、全社の受注高、営業利益・営業利益率の目標に対する達成度、工事代金回収率、企業価値の指標となる当社の株価の増減率、品質・安全への取組、子会社の業績等を定量的に評価して加減算し、さらに取締役全員による定性的な評価の平均点を加味して決定しています。

業績連動型株式報酬（非金銭）は、役位ごとに設定しているポイントに、全社評価に基づく係数、個人評価に基づく係数、基準株価係数等を乗じ、取締役及び執行役員に付与するポイントを年度ごとに決定しています。在任中はポイントを累積し、取締役または執行役員退任時、累積ポイントに基づき当社株式（うち一定部分は当社株式を時価で換算した金額相当の金銭）を給付いたします。

社外取締役は役員業績評価制度の対象外としており、金銭報酬は個人別に設定、業績連動型株式報酬（非金銭）は、全社評価に基づく係数、基準株価係数等を乗じて算定したポイントを付与しております。^{※1}

報酬額の決定方法は、代表取締役が報酬額案を、取締役会の内部委員会である社外取締役全員と若干名の取締役により構成された人事委員会に諮問し、人事委員会が審議し代表取締役に答申した結果を踏まえ、取締役会で決議することとしております。

なお、監査役の報酬は、固定の金銭報酬のみを支給しております。

また、当事業年度を含む上記業績指標の推移は、事業報告1(5)②当社の財産及び損益の推移に記載の通りです。

※1 本総会の5号議案「取締役に対する業績連動型株式報酬制度改定の件」にお諮りしております新報酬制度においては、2022年3月末日で終了する事業年度から、社外取締役は業績連動型株式報酬（非金銭）の対象外といたしました。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議

取締役の金銭報酬の額は、2002年6月27日開催の第52期定時株主総会において月額40百万円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当社の取締役の員数は、当社定款第17条に15名以内と定められておりますが、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役は1名）です。

また、当該金銭報酬とは別枠で、2017年6月27日開催の第67期定時株主総会において、

業績連動型株式報酬（非金銭）の信託拠出額の上限を対象期間（3事業年度）で300百万円以内（うち社外取締役20百万円、それ以外の取締役130百万円）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名です。

監査役の金銭報酬の額は、1992年6月26日開催の第42期定時株主総会において、月額8百万円以内と決議されております。当社の監査役の員数は、当社定款第31条に5名以内と定められておりますが、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任

上記①により算定した報酬額案を、代表取締役が取締役会の内部委員会である社外取締役全員と若干名の取締役により構成された人事委員会に諮問し、人事委員会が審議し代表取締役に答申した結果を踏まえ、取締役会で決議することとしていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる役員の員数
		金銭報酬	株式報酬	
取締役	324百万円	293百万円	31百万円	10名
（うち社外取締役）	（34百万円）	（30百万円）	（3百万円）	（3名）
監査役	59百万円	59百万円	—	6名
（うち社外監査役）	（35百万円）	（35百万円）	—	（5名）

- （注）1. 上記の支給人員と支給額には、期中に退任した監査役2名を含めております。
2. 株式報酬の総額は、第67期定時株主総会の決議により導入した業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」に基づく当事業年度中の引当金繰入額です。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

氏 名	兼 職 の 状 況
川 嶋 康 宏 (社外取締役)	一般社団法人 海洋調査協会 会長
高 橋 秀 法 (社外取締役)	株式会社バルカー 社外監査役
重 元 亨 太 (社外監査役)	S O M P O ビジネスソリューションズ株式会社 代表取締役社長

(注) 上記社外取締役及び社外監査役が役員等を兼務する他の法人等と当社との間に、特別な関係はありません。

② 主な活動状況

氏 名	主 な 活 動 状 況
川 嶋 康 宏	当事業年度に開催した取締役会23回中23回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜いただくなど、当社の社外取締役として重要事項の決定と業務執行の監督等適切な役割を果たしました。また、同氏は当社の任意の諮問機関である人事委員会の委員として、取締役、執行役員等の指名、報酬案について審議し、意見等を適宜述べております。
高 橋 秀 法	当事業年度に開催した取締役会23回中23回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜いただくなど、当社の社外取締役として重要事項の決定と業務執行の監督等適切な役割を果たしました。また、同氏は当社の任意の諮問機関である人事委員会の委員として、取締役、執行役員等の指名、報酬案について審議し、意見等を適宜述べております。
古 屋 直 樹	当事業年度に開催した取締役会23回中23回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜いただくなど、当社の社外取締役として重要事項の決定と業務執行の監督等適切な役割を果たしました。また、同氏は当社の任意の諮問機関である人事委員会の委員長として、取締役、執行役員等の指名、報酬案について審議し、答申案を取り纏めております。
倉 石 英 明	就任後開催の取締役会18回中18回、監査役会9回中9回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行いました。
菅 波 慎	就任後開催の取締役会18回中18回、監査役会9回中9回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行いました。
重 元 亨 太	当事業年度に開催した取締役会23回中23回、監査役会13回中13回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行いました。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係わる会計監査人の報酬等の額

摘 要	報酬等の額
①当社の当事業年度に係わる会計監査人の報酬等の額	101百万円
公認会計士法第2条第1項の業務に係わる報酬等の額	99百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係わる報酬等の額	2百万円
②当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	105百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、社内関係部署及び会計監査人からの報告聴取や関連資料の入手を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や監査報酬の見積算出根拠等を確認した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、これらの合計額をそのまま記載しております。
3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、コンフォートレター作成業務等について、対価を支払っております。
4. 報酬等の額は、消費税等抜きで金額で記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を決定し、株主総会に提案いたします。

6 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他の業務の適正を確保するための体制

当社が、業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）の整備方針について取締役会において決議した事項は次の通りであります。

（内部統制システムに関する基本方針）

当社は、誠実で透明性の高い経営活動の推進が不可欠と考え、CSR（企業の社会的責任）を重視した経営理念を策定している。その経営理念の実現を図るべく、取締役及び取締役会はリスク管理の徹底及び法令等の遵守、並びに業務の適正かつ効率的な遂行を確保するため、経営活動に関わるすべての行動について会社法に基づき、内部統制基本方針を策定し、これを実施する。（会社法第362条第4項第6号）

（1）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（会社法施行規則第100条第1項第1号）

取締役の業務執行について取締役会規則及び社内規則に則り、取締役会議事録、重要な会議の記録等情報の適切な保存及び管理を行う。

（2）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（会社法施行規則第100条第1項第2号）

① リスク管理規則、対策本部規程を定め、それに則りコンプライアンス、財務、情報、品質安全衛生環境、事業継続等に関するリスク管理体制を整備・運用し、損失の危険の管理を行う。また、必要に応じ研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う。

② リスクマネジメント委員会は、リスクマネジメントの推進を図り、内部監査部門の監査等を通じて、リスク管理体制の継続的改善に取り組む。

③ リスクマネジメント委員会によるリスク管理体制の下、役職員はリスク発生時に迅速な情報伝達及び緊急時の対応を迅速・適切に行う。また、同委員会は適宜対策本部を設置し、損害の拡大等を防止し、これを最小限に止める活動を行う。

（3）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（会社法施行規則第100条第1項第3号）

取締役による業務執行を適正かつ効率的に行うため、取締役会規則、執行役員制度、執行役員規則及び決裁権限基準等社内規則を整備し、もって取締役会の活性化と意思決定の迅速化を図る。

（4）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（会社法第362条第4項第6号）

（会社法施行規則第100条第1項第4号）

① 取締役会は、取締役その他役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、CSR基本方針、行動規範を定め、企業倫理を確立し、反社会的勢力排除も含め、コンプライアンスの徹底を図る。

② リスクマネジメント委員会は、コンプライアンスの基本方針またはガイドラインを策定し、会社全体のコンプライアンスの推進を図る。各業務執行部門は、同

委員会の方針に従い、研修の実施等により、コンプライアンスの推進を図る。

- ③ 取締役会は、取締役及び使用人に、業務の執行状況を定期的且つ必要に応じて適宜報告させ、取締役及び使用人の職務における法令、定款及び社内規則の遵守状況を把握する。これにより、法令違反等を未然に防止すべく努めるとともに、万一、法令違反等が発生した場合には、違反者を厳正に処分するとともに、更に再発防止のための社内体制を整備し、運用する。

- ④ 内部監査部門は、社内規則に則り、内部監査を実施し、使用人の職務における法令、定款及び社内規則の遵守状況並びにその他業務の遂行状況を検証し、その結果を取締役に報告する。

- ⑤ コンプライアンスに関し、法令違反等の事実の通報を行わせる公益通報者保護法の趣旨を社内に周知・徹底させるとともに企業不祥事を未然に防止するためコンプライアンス相談窓口を設置する。

- (5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第5号)

- ① 取締役会は、取締役会規則に則り、グループ会社の経営方針・経営計画その他経営に関する重要事項を決議し、当社を含めたグループ全体の業務の適正を確保するための体制を整備する。

- ② 取締役会は、金融商品取引法その他の法令・指針等に従い、当社及びグループ会社の財務報告の信頼性、有効性を確保するとともにグループ会社の損失の危険に関する規程及び体制を整備し、当該統制システムの評価を継続的に行う。

- ③ 取締役または執行役員は、関係会社管

理規程に従い、グループ会社の取締役に対して業務執行における重要事項について報告を求めるとともに必要に応じて協議する。

- ④ グループ会社各社にリスクマネジメント委員会を設置し、研修等を通じてコンプライアンスの周知・徹底を図る。また、その業態に応じて規則の整備等を行う。

- ⑤ 内部監査部門は、取締役会において決議されたグループ会社の経営方針並びに関係会社管理規程に基づき、内部監査規則に則り、グループ会社の業務遂行状況及び管理等の適正さについて監査を行い、その結果を取締役に報告する。

- (6) 監査役に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第1号～第7号)

- 1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役または監査役会が求めた場合には、取締役、執行役員等の指揮命令に属さない使用人を選任する。

- 2) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

補助すべき使用人に関する人事異動等については、監査役または監査役会の事前承認を必要とする。

- 3) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人は、法令・定款に違反するおそれのある事項等企業経営に影響を及ぼす重要な事項について規則を整備し、これに則り監査役に報告する。

- ② 内部監査部門は、内部監査に関する

結果について監査役に報告する。

- 4) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役及び監査役会は内部監査部門と随時連絡、連携を行い、必要に応じ、その他関係部門に協力を求めることができる。
- ② 監査役は業務の適正を確保するために重要な会議へ出席することができる。

(内部統制システムの運用状況の概要)

- (1) 内部統制システム全般

当社は、当社及びグループ会社を含めたグループ全体の内部統制システム全般の整備・運用状況を、内部監査部門が監査し、継続的な改善と適正な業務の確認を行っています。取締役会は、第71期事業年度末の時点で、内部統制システムの整備・運用状況を評価し、基本方針に基づき内部統制システムが適切に運用されていることを確認しております。

- (2) コンプライアンス体制

当社は、教育実施計画を策定し計画的な教育の実施によりコンプライアンスの徹底を図っております。階層別、当社グループの全役職員を対象としたコンプライアンス研修や「行動規範」の浸透状況の確認を含めた教育の実施をしております。また、「コンプライアンス相談窓口」制度により社内外に相談窓口を設けており、当社及びグループ会社が利用することで問題の早期発見と改善に努めています。

- (3) リスク管理体制

リスクマネジメント委員会（当事業年度は12回実施）はリスクマネジメントの推進を行い、継続的な見直しによりリスク管

理体制を整備しております。リスクマネジメント委員会で報告されたリスクについて審議し、対応策等の実施を行いました。

また、大規模災害時の事業継続リスクに備えて、BCP防災訓練を実施しております。

- (4) グループ経営管理体制

当社の内部監査部門による監査等を実施し、グループ全体の業務の適正を確保しております。また、グループ経営会議を実施し、グループ会社の経営管理を行っております。

- (5) 取締役の職務執行管理体制

当社は、「取締役会規則」に基づき、原則月2回の取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議、取締役の職務執行の監督を行っています。なお、当事業年度におきましては、取締役会を23回開催しております。

- (6) 監査役の職務執行管理体制

当社の監査役は監査役会において定めた監査方針・監査計画に基づき、グループ会社を含む営業拠点への往査等を実施しております。当事業年度において監査役会は13回開催しております。

また、監査役は取締役会及び重要な経営会議に出席しており、代表取締役とは定期的に面談を実施しました。

監査役は、内部監査部門から内部統制システムの整備・運用状況について定期的な報告を受けるとともに随時情報交換を行い、監査の実効性を高めました。

監査役は、会計監査人との定期的会合等を通じて内部統制システムの整備・運用状況に関する会計監査人の意見等について把握し、必要に応じて報告を求めました。

7 株式会社の支配に関する基本方針

会社法施行規則第118条第3号に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」の内容の概要は以下の通りです。

（当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針）

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案又はこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様の意思により判断されるべきであると考えております。

しかしながら、このような株式の大規模な買付や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、不適切なものも少なくありません。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、並びに当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

そのため、当社取締役会は、万一、当社の支配権の移転を伴う大量買付を意図する者が現れた場合は、買付者に買付の条件並びに買収した場合の経営方針、事業計画等に関する十分な情報を提供させ、当社取締役会や必要な場合には株主がその内容を検討し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するための十分な時間を確保することが、最終判断者である株主の皆様に対する当社取締役会の責務であると考えております。

（基本方針の実現に資する取組み）

当社グループは、多数の株主、投資家の皆様に長期的に当社への投資を継続していただくため、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、次の諸施策を実施しており、これらの取組みは、上記の基本方針の実現に資するものと考えております。

（1）「中期経営計画」等による企業価値向上への取組み

当社グループは、「良質な社会インフラの建設こそが最大の社会貢献」と考え、安全、環境への配慮と技術に裏打ちされた確かな品質の提供を通じて、株主、顧客、取引先、従業員のみならず、地域社会にとって魅力のある企業として持続的に発展することを目指しています。このような意識を役職員で共有するためCSR（企業の社会的責任）を重視した経営理念並びに中期ビジョンを策定しております。

当社グループは、経営環境の変化に対応、あるいは先取りをしながら、この理念・ビジョンの実現を目指し、企業価値の向上を図るため、3カ年を期間とする中期経営計画を策

定しております。この中期経営計画は、環境の変化を踏まえた経営方針を掲げ、実効性の高い施策を策定し、実行していくものです。毎期、計画の進捗状況を確認し、状況に応じて計画を見直すとともに、3カ年ごとに計画の達成状況を検証し、その評価を次の計画の策定に活かしております。当社グループは、このサイクルを継続していくことによって、環境の変化に柔軟に対応しながら、中長期的な企業価値の向上が実現できるものと考えております。

【ご参考】

現在当社グループが取り組んでいる「中期経営計画(2020～22年度)」の詳細につきましては、30～31ページをご覧ください。

(2) 「コーポレート・ガバナンスの強化」による企業価値向上の取組み

当社は、会社の持続的な成長・発展のため、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題と位置付け、基本的な考え方、運営指針となる「五洋建設コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定しており、継続的に取締役会で見直しを行っております。本ガイドラインに則り、経営環境の変化に対応しながら、迅速かつ果断な意思決定ができる体制を構築し、さらなるコーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいります。

なお、「五洋建設コーポレートガバナンス・ガイドライン」は、当社ウェブサイト(<http://www.penta-ocean.co.jp/>)に掲載しております。

1) コーポレート・ガバナンス体制

当社は、社外取締役、監査役会、会計監査人、内部監査部門が連携を図ることで経営に対する監督・監査機能の強化を図っていま

す。取締役会の活性化と意思決定の迅速化を図るとともに、業務執行の責任を明確にするため執行役員制度を導入し、社外取締役を委員長とする役員人事及び報酬の諮問機関である人事委員会を設置しています。取締役会は原則月2回の開催とし、経営方針、法律で定められた事項、その他会社規則で定めた重要事項について活発な討議の上、意思決定を行っております。取締役、執行役員の報酬は、その責任を明確にするため、業績と報酬が連動する役員業績評価制度を導入しております。また、性別・年齢・国籍等にかかわらず、多様な人材の確保を推進しています。

当社は監査役制度を採用しており、そのうち3名が社外監査役です。監査役は取締役会に常時出席しているほか、執行役員会議をはじめとした社内の重要会議にも積極的に参加しており、取締役の職務執行を十分に監視する体制を整えております。

社外取締役と社外監査役は、自主的に社外者のみの意見交換会を開催し、独立した立場に基づく情報交換・認識共有を図っております。

こうしたコーポレート・ガバナンス体制を採用することで、公正で透明性の高い経営を行うことができると考えております。

2) 独立役員

当社は、社外役員6名全員について、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。これら独立役員については、取締役会などにおける業務執行に係る決定局面等において、一般株主の利益への配慮がなされるよう、必要な意見を述べるなど、一般株主の利益保護を踏まえた行動をとることが期待されます。

3) コンプライアンスへの取組み

コンプライアンスについては、内部統制システムの構築に当たりリスク管理体制を明確にするため、代表取締役社長を委員長とするCSR委員会の下にリスクマネジメント委員会を設置しています。法令遵守はもとより、社会的規範・倫理を尊重した公明正大な企業活動を確実に実践すべく取り組んでいます。役職員一人ひとりが、経営理念を実現し、事業活動を適正に遂行して社会的責任を果たしていく上で、社会の一員として遵守すべき行動規範を定め、浸透に努めています。違法又は不適切な行為の通報先に、社内窓口のほか経営陣から独立した社外の弁護士に内部通報窓口を設け、内部通報制度により伝えられた情報を適切に活用する体制を構築しています。

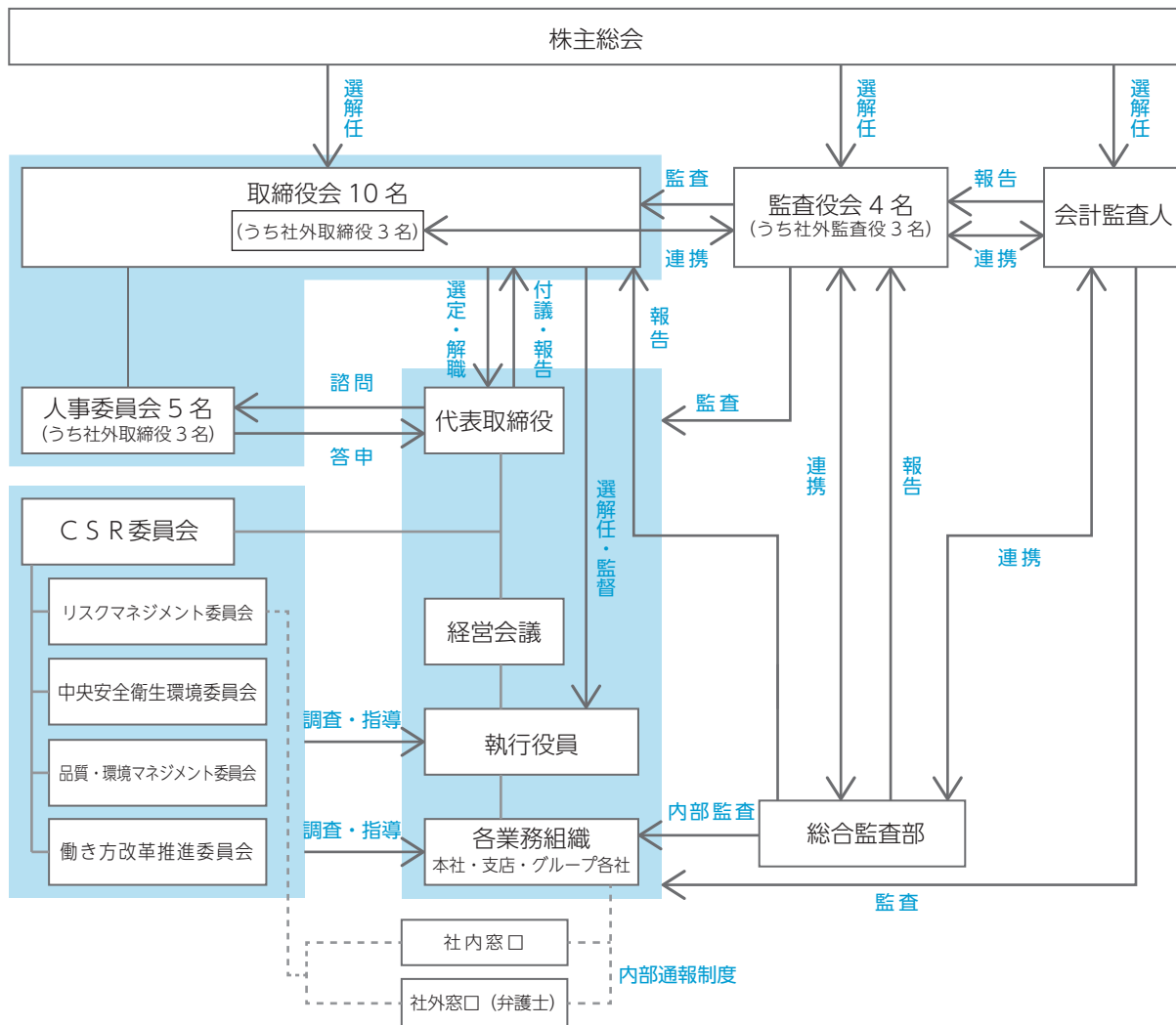
以上の取組みを通じて、当社グループは企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図ってまいります。

(基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための具体的な取組み)

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みとして、2007年6月28日開催の第57期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、「当社株式の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)」を導入いたしました。しかしながら、その後当社を取り巻く外部環境が変化するとともに、金融商品取引法による大量買付行為に対する法制度の整備が行われたことから、株主の皆様並びに当社取締役会が適正な判断をするために必要な情報や時間を確保するという当買収防衛策の導入目的が一定程度担保される状況となりました。これを勘案し、当社は2013年5月13日開催の取締役会において、当買収防衛策の有効期限である2013年6月27日開催の第63期定時株主総会終結の時をもって、当買収防衛策を継続しないことを決議いたしました。

今後当社は、当社株式の取引状況や株主の異動を引き続き注視し、万一当社株式の大量買付を企図する者が現れた場合は、金融商品取引法の定める手続きに則り、当該大量買付者に適切な情報開示を求めるとともに、当社の判断や意見も公表することで、株主の皆様が大規模買付行為に対し適切な判断を行うための情報と時間の確保に努めてまいります。

(ご参考) コーポレートガバナンス体制図



8 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来に備えた経営基盤の強化、および技術開発や設備投資による収益力の向上、企業価値の増大を図るとともに、株主の皆様に対して継続的かつ安定的に配当を行うことを基本方針としております。この方針の下、配当性向（連結）30%以上を目標に掲げております。

また、内部留保につきましては、技術開発や設備投資等、企業価値向上のための投資等に活用していく考えであります。

（注） 注記がない限り、本事業報告中の記載金額及び株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。ただし、記載金額を億円単位で表示している部分は、表示単位未満を四捨五入しております。また、比率等は表示桁未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	452,248	(負 債 の 部)	293,844
I 流 動 資 産	335,087	I 流 動 負 債	244,839
現 金 預 金	59,781	工 事 未 払 金 等	117,482
受取手形・完成工事未収入金等	239,949	短 期 借 入 金	28,841
有 価 証 券	8	1年内償還予定の社債	10,000
未 成 工 事 支 出 金 等	12,395	未 払 法 人 税 等	4,806
た な 卸 不 動 産	1,898	未 成 工 事 受 入 金	24,586
未 収 入 金	17,888	預 り 金	42,150
そ の 他	3,524	完 成 工 事 補 償 引 当 金	992
貸 倒 引 当 金	△358	賞 与 引 当 金	2,980
II 固 定 資 産	117,160	工 事 損 失 引 当 金	1,374
(1) 有 形 固 定 資 産	84,407	そ の 他	11,625
建 物 ・ 構 築 物	11,318	II 固 定 負 債	49,004
機械・運搬具及び工具器具備品	27,528	社 債	20,000
土 地	33,491	長 期 借 入 金	23,371
建 設 仮 勘 定	11,962	再評価に係る繰延税金負債	3,679
そ の 他	105	役 員 株 式 給 付 引 当 金	299
(2) 無 形 固 定 資 産	3,931	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,118
(3) 投資その他の資産	28,821	そ の 他	535
投 資 有 価 証 券	19,485	(純 資 産 の 部)	158,403
繰 延 税 金 資 産	3,109	I 株 主 資 本	149,445
退 職 給 付 に 係 る 資 産	3,190	資 本 金	30,449
そ の 他	6,297	資 本 剰 余 金	18,386
貸 倒 引 当 金	△3,261	利 益 剰 余 金	101,198
資 産 合 計	452,248	自 己 株 式	△590
		II その他の包括利益累計額	8,842
		その他有価証券評価差額金	4,583
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△175
		土 地 再 評 価 差 額 金	3,912
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△15
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	536
		III 非支配株主持分	116
		負 債 純 資 産 合 計	452,248

連結損益計算書

(自 2020年4月1日
至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
I 売上高	464,214	
完成工事高		
その他の売上高	6,844	471,058
II 売上原価	416,483	
完成工事原価		
その他の売上原価	4,536	421,020
売上総利益	47,730	
完成工事総利益		
その他の売上総利益	2,308	50,038
III 販売費及び一般管理費		19,577
営業利益		30,460
IV 営業外収益		
受取利息	61	
受取配当金	387	
貸倒引当戻金	399	
貸倒資産の貸料	136	
その他	205	1,190
V 営業外費用		
支払利息	667	
貸倒引当金の繰入	258	
その他	179	1,105
経常利益		30,545
VI 特別利益		
固定資産売却益	92	
投資有価証券売却益	44	
その他	2	138
VII 特別損失		
投資有価証券の評価損	413	
その他	105	518
税金等調整前当期純利益		30,165
法人税、住民税及び事業税	7,449	
法人税等調整額	1,734	9,184
当期純利益		20,981
非支配株主に帰属する当期純損失		△12
親会社株主に帰属する当期純利益		20,993

連結株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日
至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	30,449	18,386	87,066	△373	135,529
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△6,859		△6,859
親会社株主に帰属する当期純利益			20,993		20,993
土地再評価差額金の取崩			△2		△2
自己株式の取得				△228	△228
自己株式の処分				12	12
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	14,132	△216	13,915
当 期 末 残 高	30,449	18,386	101,198	△590	149,445

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						非 支 配 株主持分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有価証券 評価差額金	繰 上 延 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 関 係 調 整 累 計 額	そ の 他 利 益 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	2,673	43	3,910	△166	△815	5,645	125	141,299
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当								△6,859
親会社株主に帰属する当期純利益								20,993
土地再評価差額金の取崩								△2
自己株式の取得								△228
自己株式の処分								12
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	1,910	△219	2	151	1,351	3,196	△9	3,187
当 期 変 動 額 合 計	1,910	△219	2	151	1,351	3,196	△9	17,103
当 期 末 残 高	4,583	△175	3,912	△15	536	8,842	116	158,403

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

五洋建設株式会社
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 向 井 誠 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 澤 部 直 彦 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、五洋建設株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、五洋建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	446,525	(負 債 の 部)	306,500
I 流 動 資 産	326,021	I 流 動 負 債	251,811
現 金 預 金	55,612	工 事 未 払 金	115,978
受 取 手 形	6,246	短 期 借 入 金	27,191
完 成 工 事 未 収 入 金	227,102	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	10,000
有 価 証 券	8	未 払 金	5,063
未 成 工 事 支 出 金	8,807	未 払 法 人 税 等	4,576
た な 卸 不 動 産	1,303	未 成 工 事 受 入 金	23,323
材 料 貯 蔵 品	1,248	預 り 金	55,930
短 期 貸 付 金	201	完 成 工 事 補 償 引 当 金	971
未 収 入 金	22,320	賞 与 引 当 金	2,735
そ の 他 金	3,536	工 事 損 失 引 当 金	1,109
貸 倒 引 当 金	△366	そ の 他	4,931
II 固 定 資 産	120,504	II 固 定 負 債	54,689
(1) 有 形 固 定 資 産	68,697	社 債	20,000
建 物 ・ 構 築 物	9,966	長 期 借 入 金	19,790
機 械 ・ 運 搬 具	14,578	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	3,679
工 具 器 具 ・ 備 品	744	退 職 給 付 引 当 金	473
土 地	31,594	役 員 株 式 給 付 引 当 金	299
リ ー ス 資 産	163	そ の 他	10,446
建 設 仮 勘 定	11,650	(純 資 産 の 部)	140,025
(2) 無 形 固 定 資 産	1,488	I 株 主 資 本	131,704
(3) 投 資 そ の 他 の 資 産	50,318	(1) 資 本	30,449
投 資 有 価 証 券	18,846	(2) 資 本 剰 余 金	18,386
関 係 会 社 株 式	4,772	資 本 準 備 金	12,379
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	18,846	そ の 他 資 本 剰 余 金	6,007
破 産 更 生 債 権 等	34	(3) 利 益 剰 余 金	83,458
長 期 前 払 費 用	50	そ の 他 利 益 剰 余 金	83,458
繰 延 税 金 資 産	2,813	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	80
そ の 他 金	8,190	別 途 積 立 金	50,000
貸 倒 引 当 金	△3,237	繰 越 利 益 剰 余 金	33,377
資 産 合 計	446,525	(4) 自 己 株 式	△590
		II 評 価 ・ 換 算 差 額 等	8,321
		(1) そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	4,583
		(2) 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△175
		(3) 土 地 再 評 価 差 額 金	3,912
		負 債 純 資 産 合 計	446,525

損 益 計 算 書

(自 2020年4月1日
至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
I 売上高	444,837	
完成工事高	304	445,142
II 売上原価	400,189	
完成工事原価	190	400,379
売上総利益	44,648	
完成工事総利益	113	44,762
III 販売費及び一般管理費		17,762
営業利益		27,000
IV 営業外収益		
受取利息及び配当金	820	
貸倒引当金戻入	408	
その他	198	1,427
V 営業外費用		
支払利息	690	
貸倒引当金繰入	258	
その他	206	1,156
経常利益		27,270
VI 特別利益		
固定資産売却益	86	
投資有価証券売却益	30	
その他	1	118
VII 特別損失		
投資有価証券評価損	413	
その他	88	501
税引前当期純利益		26,887
法人税、住民税及び事業税	6,396	
法人税等調整額	1,784	8,180
当期純利益		18,706

株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日
至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									株 主 本 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自 己 式	
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金			利 益 剰余金 合 計		
					固定資産圧縮 積立金	別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金			
当 期 首 残 高	30,449	12,379	6,007	18,386	86	40,000	31,526	71,612	△373	120,075
当 期 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当							△6,859	△6,859		△6,859
固定資産圧縮積立金の取崩					△5		5	－		－
別途積立金の積立						10,000	△10,000	－		－
当 期 純 利 益							18,706	18,706		18,706
土地再評価差額金の取崩							△2	△2		△2
自己株式の取得									△228	△228
自己株式の処分									12	12
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)										
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－	△5	10,000	1,851	11,845	△216	11,628
当 期 末 残 高	30,449	12,379	6,007	18,386	80	50,000	33,377	83,458	△590	131,704

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	2,673	43	3,910	6,627	126,703
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△6,859
固定資産圧縮積立金の取崩					－
別途積立金の積立					－
当 期 純 利 益					18,706
土地再評価差額金の取崩					△2
自己株式の取得					△228
自己株式の処分					12
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	1,910	△219	2	1,693	1,693
当 期 変 動 額 合 計	1,910	△219	2	1,693	13,322
当 期 末 残 高	4,583	△175	3,912	8,321	140,025

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

五洋建設株式会社
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 向 井 誠 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 澤 部 直 彦 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、五洋建設株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、主要な子会社に赴き、取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図るとともに業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制も含め指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月19日

五洋建設株式会社 監査役会

常勤監査役 宮 園 猛 ㊟

常勤監査役 倉 石 英 明 ㊟

常勤監査役 菅 波 慎 ㊟

監査役 重 元 亨 太 ㊟

(注) 監査役倉石英明、監査役菅波慎及び監査役重元亨太は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

〈メ 毛 欄〉

[illegible]

〈メ 毛 欄〉

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

[illegible]

〈メ 毛 欄〉

[illegible]

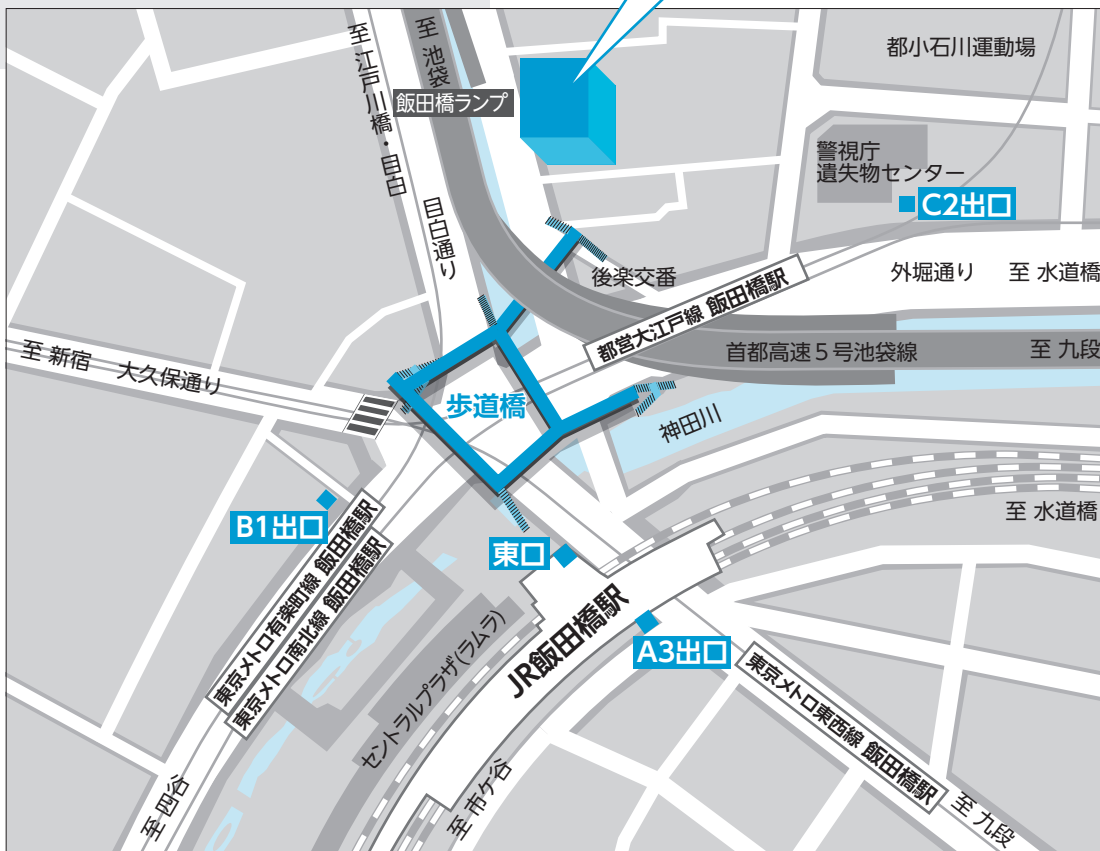
会場案内図



五洋建設 当社本店 11階会議室

東京都文京区後楽二丁目2番8号

TEL 03-3816-7111 (代表)



スマートフォン等でQRコードを読み取っていただくとオンライン地図が表示されます。



QRコード



Google マップ™
ヘルリンク



交通のご案内

J R 総武線

飯田橋駅 東

□ 改札を出て左折 ⇒ 歩道橋へ

東京メトロ東西線

飯田橋駅 A3出口

出口を出て直進 ⇒ 歩道橋へ

東京メトロ有楽町線

飯田橋駅 B1出口

出口を出て左折 ⇒ 横断歩道を渡って歩道橋へ

東京メトロ南北線

飯田橋駅 B1出口

出口を出て左折 ⇒ 横断歩道を渡って歩道橋へ

都営大江戸線

飯田橋駅 C2出口

出口を出て右折 ⇒ 交番前を右へ

上記のQRコードを訂正
(2021年6月9日 当社ホームページ
に修正のお知らせを掲載)



環境に配慮した
植物油インキを
使用しています。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。